

むつ市核燃料新税、確定前から早くも「減免措置」！？

むつ市 3 月議会で可決された RFS 社に対する「核燃料新税」について、むつ市は総務省の認可以前から、早くも「減免措置」の方向を探るという異常かつ先走った対応が目立っています。事業者側の求めに応じて進めてきた条例に基づく減免措置の協議は、ことし 8 月をめどに合意を目指すことになりました。

事業者側は「この税率では、事業が立ちゆかなくなる懸念がある」などとして、条例に定められた減免措置について、両方で協議を進めています。むつ市は 6 月定例議会終了後の 19 日夕に急遽開催された市議会「核燃料新税特別委員会」で、減免措置について、ことし 8 月をめどに合意することを目指して、協議を続ける方針を明らかにしました。



むつ市議会特別委員会に示された現時点での両者の見解(むつ市新税検討プロジェクトチーム)

RFS社意見		市の見解	
1. RFS社の担税力に応じた税率であること	①事業開始に向けて、原子力規制委員会の審査を受けている状況にあり、確度の高い収支計画に基づく担税力の見極めが困難な状態である	①稼働時の事業収支計画、工数管理を現状で固定して事業成立性をシミュレーションすることは可能ではないか。つまり、総括原価方式に基づき、事業の工数管理から積み上げて算出した費用から逆算して収入となる貯蔵手数料を見積もることが可能と考える。	
	②税率について、他自治体と比較しても高額であり、過重な負担でないか確認する必要がある。	②減免措置について協議を行い、負担可能な税率を課税できるよう特例条例を制定する。また、実質的に税負担をする東電HD、日本原電の担税力を他と比較すると、過重な負担と言えないことを前提に減免協議を進める。	
2. 合理的理由に基づく財政需要が対象であること	①財政需要について、中間貯蔵事業の遂行に起因すると理解できないものがある。	①財政需要に掲げた全ての事業が中間貯蔵事業の遂行に起因するものである。	
	②法定外目的税にすべき	②市民の幅広いニーズに対応するため、用途を限定せずに柔軟に活用可能な法定外普通税とする。なお、税目の決定権は市が有している。	
3. 合理的理由に基づく課税項目であること	使用済燃料の受け入れに対する課税を導入することの合理的理由があるか。	中間貯蔵事業では、貯蔵行為と同様に受け入れ行為にも危険負担が生じることになり、それに伴い発生する財政需要に対応するための課税となる。	
4. 青森県等の動向が見極められていること	複数の自治体からの課税により担税力を上回ることは回避しなくてはならず、青森県の動向を見極める必要がある。	青森県に対して確認してきたが、明確な課税の意思表示がない。原子力災害対策重点区域の分類における位置づけとして、広域避難が必要となることが想定されておらず、県に大規模な財政需要が発生することはないと認識。	

(最終ページにこの問題を取り上げた新聞記事を掲載しました。)

むつ市議会、6月定例議会はコロナ感染対策として一般質問は1人 15 分に制限される

むつ市議会 6 月定例議会は 6 月 10～19 日の日程で開催されました。コロナ禍の中、議会運営委員会申し合わせなどにより質問時間は従来の一人 1 時間以内から 15 分へ短縮されました。このため十分な議論のないまま、9 名の議員による一般質問は 1 日で終了しました。なお、**杉浦弘樹議員**は「コロナウイルス 感染症に伴う一次産業への経済支援について」その対応を求めました。市当局はその実態を調査しながら、具体的な方策を検討するとしてしました。



立憲との合流問題、議論が本格化か！？

緊急事態宣言解除と同時に、安倍政権の失態続きの中で解散総選挙も話題に上りました。こうした中、先の全国大会以降、実質中断していた立憲民主党との合流

問題が再び動き出そうとしています。先般、県連合より党本部での立憲とのやり取りの一部が示されましたので新聞報道とともに一部をご案内いたします。

社民党・吉田幹事長と立憲民主党・福山幹事長との会談について

《吉田幹事長から県連合へ発出された文書・抜粋》

6月8日、国会内で福山立憲民主党幹事長と会談を行いました。

定期大会以後、4月2日に再開した立憲民主党との協議では、理念と政策、地方組織のあり方、運動体とのかかわりなどの課題を引き続き協議していくこととし、これを「第一次確認事項（案）」として取りまとめて、4月末には討議素材を作成する旨を確認してきました。その後、緊急事態宣言に伴う対応に集中し、幹事長同士は「第一次確認事項（案）」に関する協議は行わず、事務レベルで上記の諸課題について意見交換を行ってきたところ です。

本日の幹事長同士の会談では、5月25日に全国で出されていた緊急事態宣言が解除されたことを受け、事務レベルで行われてきた意見交換の内容について幹事長同士で整理・協議し、「第一次確認事項（案）」の構成及び今後の流れについて大枠確認いたしました。

会談ではこの間の事務レベルの協議を、①理念や政策、当面する政治課題などにかかわる「基調的な確認事項」、②党員制度や党の地域組織、大衆運動や運動体とのかかわり方、機関紙活動や財政、党の役職員の雇用などにかかわる「個別的な確認事項」、③「個別的な確認事項」にかかわる説明・付属資料のあり方、などに整理し率直に意見交換を行いました。そしてこれらの課題や論点を「第一次確認事項(案)」として取りまとめていくこととしました。

4. 「第一次確認事項」につきましては、これ以降幹事長間での協議を経て6月中には両党幹事長間での合意を目指したいと考えています。

その位置づけと内容は定期大会で確認した「かりに合流を選択した場合どうなるかなど具体的内容について」整理するものです。その後その内容を盛り込んだ党内議論を行うための討議材として作成し、各都道府県連合での議論をお願いすることになります。

社民、今秋にも合流の是非判断

社民党の吉田忠智幹事長は25日の記者会見で、立憲民主党との合流の是非を判断する臨時党大会を今秋にも開く意向を示した。会見に先立つ常任幹事会では、合流した場合の党の在り方をまとめた文書を踏まえ、7月9日に全国の地方ブロックの幹部を集めた会議を開催する方針を確認した。ただ、地方組織には反対論が根強く、意見集約は難航する可能性がある。

2020/6/26 東奥日報

■立憲・社民が確認文書

立憲民主党の福山哲郎幹事長と社民党の吉田忠智幹事長は両党が合流した場合の基本政策などについて確認する文書をまとめ、25日公表した。吉田氏は文書を土台に社民党として秋にも臨時党大会を開き、合流の是非を判断したい考えだが、福島瑞穂党首や地方組織を中心に慎重な意見も根強い。

文書には憲法や原発など基本政策について「立場を共有」などと明記した。一方、社民党の地方組織の職員や機関紙の扱いについては、今後検討を進めていくという表現にとどまった。吉田氏は25日の記者会見で「エンドレスに時間をかけて議論することでもない。何とか秋に臨時党大会を開いて態度決定したい」と踏み込んだ。社民党の常任幹事会では7月9日にブロック事務局長会議を開くことも決めた。

2020/6/26 朝日新聞

立憲・社民 合流に向け文書作成へ

組織など論点整理

立憲民主党の福山哲郎幹事長と社民党の吉田忠智幹事長は8日、国会内で政党合流について協議した。両氏は今月中にも合流する際の地方組織のあり方や党職員の雇用など各論点の方向性をまとめた文書案を作成することと一致。ただ、社民党内には地方組織を中心に合流への慎重論が根強く、成否は不透明だ。

2020/6/9 朝日新聞

立民との合流議論

社民、反対根強く

社民党は25日、常任幹事会を国会内で開き、立憲民主党と合流した場合の党の在り方をまとめた文書を議論した。合流推進派は文書を踏まえて党内議論を進めたい考えだが、地方組織には反対論が根強い。福島瑞穂党首も慎重姿勢を崩しておらず、意見集約は難航する可能性がある。

福島氏は会合で「社民党は合流の意義について確認していない。ゼロベースだ。党内民主主義を大事に考える」と強調。「今こそ社会民主主義的な価値観が大事にされるべきだ。党内の意見を聞いて議論したい」と述べた。

文書は立民の福山哲郎、社民の吉田忠智両幹事長が作成。合流に関し「自公政権に対抗する力をつくり、政権交代を実現する」と明記した。次期衆院選の比例代表名簿で小選挙区との重複立候補者を同一順位とする方針や、地方組織の統合に当たり一部に暫定期間を設けることも盛り込んだ。

2020/6/25 東奥日報

社民党・吉川幹事長(当時)が立憲民主党へ提出したの質問項目 および同党福山幹事長からのその回答

2020/1/17

質問1

理念と政策については、2019年の参院選に際して、市民連合から提示された「13項目」を柱に進めることと理解するかどうか。とりわけ、以下の3点についての考え方はどうか。

①憲法9条の『改憲』に反対するとともに、改憲発議そのものをさせないために、全力を尽くすこと。②原発ゼロをめざし、原発事故の検証、実効性ある避難計画の策定、地元合意のないままの原発再稼働を認めないこと。③沖縄での辺野古新基地建設は直ちに中止し、普天間基地の早期返還を実現すること、日米地位協定の改定をめざすこと。

なお、政策については「13項目」は最低のラインであり、運動と議論の中でさらに発展するものと理解しているが、それで良いか。

回答1

共同会派は、『「立憲野党4党1会派の政策に対する市民連合の要望書」に記された13項目にわたる政策要望を踏まえ(8月5日およびかけ文)で結成されたものであり、また、上記3点については、立憲民主党の理念政策として共有されている。今後の取り組みを、「ともに闘っていく」ことができれば、この共有する理念政策をさらに発展させていくことが可能であると考えている。「原発ゼロ基本法案」については、一日も早い成立を目指したい。

質問2

党が地域に根を張り、活動を進めるためには議員のみならず、一般黨員制度を確立する必要があるが、どの様と考えられているか。地方組織をどのような形で整備・充実されようと考えられているか。小選挙区単位にとどまらず、行政区や地域単位での党組織も必要だと考えるかどうか。

回答2

立憲民主党は、「立憲民主党綱領及びそれに基づく政策に賛同し、草の根からの声に基づくボトムアップの政治を実践」する『運営黨員』(黨員)制度を設置している。この黨員とパートナーズ制度をさらに拡大し、地域における党として基盤を整備していくことが、党としての重要課題となっている。立憲民主党の地方組織は、45都道府県連合(未設置は、富山県・石川県)、138衆参総支部、行政区(自治体としての市町村及び政令市の区をいう)を活動区域とする政区支部については、党籍を有する地方自治体議員を代表者として、当該総支部の承認にもとづき22行政区で設置されている。

質問3

党はこれまで展開されてきた平和、人権、環境などの運動体に地域段階においても引き続き実行団体あるいは賛同団体としてかかわることができると考えるが、どうか。黨員や党組織はこうした運動を積極的に担うとともに、さらに強化していくことが必要だと考えるかどうか。

回答3

地域における様々な課題に対応する運動体の必要性は言うまでもないが、とくに、党組織としての今後の取り組みについては、改めて地域の事情や過去の経緯等を踏まえて、その連携のあり方について党内で議論し、取り組みに関する認識を共有しつつ、具体的な課題に対応していくことが求められる。とりわけ基地問題や安全保障政策等については、政権交代をめざす政党として、外交安全保障政策の一貫した立場を堅持することに留意する必要があり、慎重な検討が求められる。

質問4

党活動や政策、情報を発信する機関紙の役割を踏まえ、機関紙活動を充実させていくことが必要と考えるかどうか。

回答4

党機関紙等による情報発信は、地域における党の基盤形成の観点からも重要な取り組みであり、SNSへの対応等を含めて、引き続き発信力の強化に努めていく。

質問5

中央本部や地方の党職員の雇用について、黨員や党組織の移行に関わる課題などについては引き続き協議を行っていくことが必要だと考えるが、それで良いか。

回答5

今後の地方組織等のあり方については、それぞれの経緯、事情等を考慮し、一部に暫定期間を設けることも含め、一定の指針を作成し、調整・検討したうえで進めていく。本部事務局体制及び地方の党職員に関する対応については、雇用の確保等に配慮しつつ、引き続きその詳細な検討を進める。

むつ市核燃税 足踏み

東電子会社との減免協議難航

むつ市が、東京電力ホールディングスの子会社「リサイクル燃料貯蔵（RFS）」の使用済み核燃料中間貯蔵事業に課税する市独自の核燃料税が、実現を前に足踏みしている。税額などを定めた市使用済み核燃料税条例は成立したが、納税者となるRFSが求める減免協議は難航し、悲願となるまちづくりの財源確保をめざす市や賛成派の市議員はいらだちを募らせている。

「引き延ばし」市議ら憤り

3月に市議会が可決成立した税条例が定める税率では、2021年度を見込む中間貯蔵施設の操業開始から5年間でRFSが支払う税金（法定外普通税）は約億7400万円。条例成立後まもなく、同社の坂本隆社長は「条例にある税率、税額では、当社の事業が立ちゆかなくなる懸念がある」と市への減免協議申し入れを表明し、4月から両者の協議が始まった。

24項目についてRFSが一つひとつ説明を求めているからだ。山本議員は「このように市にさせることで、いたずらに協議を長引かせようとしているのではないかと」と同社への不満をぶつけ、宮下宗一郎市長も「市民生活を脅かす対応は明らかにしていない」。

新税の課税までには今後、総務相の同意も必要になる。市は納税者との合意がなくても、税が事業者にとって過重な負担でないことと合理的に説明できれば、総務相の同意は得られるとみる。このため、RFSの姿勢を「引き延ばし」とする議員からは、減免協議が不調となっても速やかに総務省との協議に入るべきだとの声もある。

市、財源増へ積年の悲願

3月2日に市議会に提案された市の核燃料税条例は、上程から28日間成立した。議案審議にあたった市議会特別委員会は、4月に市内5カ所で市民との意見交換会を開く予定だったが、開催を取りやめたのスピード可決だった。

又感染防止のためだったが、条例賛成派の議員の一人は「可決成立を急いでくれ」と言うから審議を急いだ。しかし、これでは急いだ意味があったのか」とこぼした。

市や条例賛成派の議員らが条例可決を急いだ背景には、同様の条例を持つ県

動向があると思われる。県は、六ヶ所村にある日本原燃の再処理工場が受け入れ、貯蔵する使用済み核燃料に課税しており、RFSに対して同様の課税をする可能性がある。

RFSは、市と県の双方から税を求められ「担税力を上回ることを回避したい」と、市議会へ3月16日に提出した意見書に書き込んでいる。

県は直前の9日にあった県議会答弁で、むつ市の中間貯蔵事業も県の核燃料税の課税対象となる、との露骨を示した。これに市側は「中間貯蔵施設を誘致したのはむつ市であり、県ではない」（鎌田光治副市長の市議会答弁）と反応した。

市が条例通りに課税すれば、RFSが建設した貯蔵建屋に保管できる3千トンの使用済み核燃料を、50年間貯蔵した場合の税収は1千億円を超える。

むつ市の財政は厳しい状況が続く、財政健全化判断指標は全国で最下位クラス。自主財源を増やし自立したまちづくりを進めることは積年の悲願だ。

市が中間貯蔵施設の誘致を表明した当初からの経緯を知るベテラン議員たちは「誘致したら（使用済み燃料）3千トンを1200億円、5千トンを1500億円とも言われる財源が入るからと言われ、これまで賛成してきた」と言う。

市の核燃料新税（法定外普通税）について協議する総務省の担当者は、県と市の両者が課税することになった場合の対応について「個別具体的なことは、話すことができない」としている。

（伊東大悟）

■中間貯蔵施設を運ぶむつ市の動き■

1997年	核燃料サイクル推進の閣議了解で、使用済み核燃料の中間貯蔵の検討決定
99年	改正原子炉等規制法が成立し、中間貯蔵施設が法的に位置づけられる
2000年	むつ市が東京電力に立地可能性調査を依頼
03年	杉山康市長が誘致表明
05年	市、県、東電、日本原電の4者で立地協定
08年	宮下順一郎市長が核燃料税の検討表明
11年	大震災受け市は核燃料税検討を中断
19年	宮下宗一郎市長が核燃料税検討の再開表明
20年	市使用済み核燃料税条例が可決

2020/6/29 朝日新聞

RFSの使用済み核燃料中間貯蔵施設は2018年11月、むつ市、朝日新聞社機から、恵原弘太郎撮影



《編集後記》宮下市長は昨今の使用済み燃料の貯蔵対策で頭を悩ませる電力事業者に対して依然、強気の姿勢を崩していない状況です。確かに実質RFS社のオーナーである東京電力を含めた担税能力には限界がないと考えることにはある意味で理解ができます。また、市当局さえ、本格操業後も地域に対する経済効果は殆んどないことを認めています。（私たちの申入れに対し、『県外からの視察団が来市することがメリット』としか言っていない）

年間予算規模が350億円程度の市財政に占める原子力マネーの占める割合はますます増加しています。果たしてこのまま地域の財政基盤が原子力頼りになること見過ごしてよいのでしょうか。もちろん原子力施設に関わる「いのちとくらし」を脅かされるのが一番怖いのですが、それにもまして地域の再生・活性化に対する自治体や市民の発想が原子力一辺倒になり、それ以外の発想が乏しくなり、地域を滅ぼすことになる懸念が強くなります。